

佐賀県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年一月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町長浜字新搦二二三 五一番一地从先から 伊万里市東山代町長浜字新搦二二四 三〇番三地从先まで	平成二一・一二・二二